

ふるさと寄附金に係る所得税確定申告書の記載の手引き

大阪府 大阪市

この手引きでは、所得税確定申告書記載項目のうち、ふるさと寄附金に係る「寄附金控除」に関する項目の記載方法を説明しています。

ふるさと寄附金に係る「寄附金控除」に関する項目以外への記載については、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」(以下、「確定申告の手引き」といいます。)等をご覧ください、漏れなく記載のうえ税務署へ申告していただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎ 申告に必要なとなる書類の準備

申告に必要なとなる、次の書類等をご準備ください。

- 平成 29 年分の所得税の「確定申告書」および「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」
 (※ 「確定申告書」および「確定申告の手引き」は、国税庁ホームページからダウンロードしていただくか、税務署で入手してください。なお、確定申告書は、国税庁ホームページで作成することもできます。)
- 平成 29 年中の寄附金の受領証明書
- 平成 29 年中の所得内容を証明する書類(源泉徴収票など)
- 所得控除や税額控除を受けるための証明書類(平成 29 年中に支払った医療費の領収証など)

手順1 収入金額・所得金額の記入

確定申告書第一表の「収入金額等」欄に収入金額を、「所得金額」欄に所得金額を記入してください。

■ 収入が給与収入(1箇所からの支払い)のみの方

確定申告書の「収入金額等」の「給与」欄や「所得金額」の「給与」欄に、源泉徴収票の「支払金額」や「給与所得控除後の金額」を転記します。

平成29年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)	(個人番号)	(役職名)	(フリガナ)	氏名
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額		
	2,800,000	1,780,000				
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)	非居住者である親族の数	

「収入金額等」の「給与」欄
 収入 給与 2800000

「所得金額」の「給与」欄
 所得 給与 1780000

■ 収入が公的年金のみの方

確定申告書の「収入金額等」の「公的年金等」欄に、源泉徴収票の「支払金額」の合計金額を記入します。
 確定申告書の「所得金額」の「雑」欄に、次の表により計算した「雑所得の金額」を記入します。

公的年金等に係る雑所得金額の速算表

受給者の年齢区分	収入金額	雑所得の金額
65歳以上の方 昭和28年1月1日以前に生まれた方	330万円未満	収入-120万円
	330万円以上 410万円未満	収入×75%-37万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入×85%-78万5千円
65歳未満の方 昭和28年1月2日以後に生まれた方	770万円以上	収入×95%-155万5千円
	130万円未満	収入-70万円
	130万円以上 410万円未満	収入×75%-37万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入×85%-78万5千円
	770万円以上	収入×95%-155万5千円

(65歳以上の方の場合)
 「収入金額等」の「公的年金等」欄

収入 公的年金等 2400000

「所得金額」の「雑」欄

所得 雑 1200000

■ 上記以外の方

2箇所以上から給与を受けている方、事業・不動産所得がある方、給与と公的年金が両方ある方などは、「所得税の確定申告の手引き」をご覧ください。

裏面に続く ➡

手順2 控除内容の記入

確定申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の「寄附金控除」欄を除く項目を記入してください。記入にあたっては、「確定申告の手引き」をご覧ください。

手順3 寄附金控除の記入

(1) 下記の「寄附金控除額の計算表」により寄附金控除額を計算し、確定申告書第一表の「寄附金控除」欄に計算表の「オ」欄の控除額を記入してください。

寄附金控除額の計算表

寄附金の額	(金額)	円	ア
申告書第一表「所得金額」の「合計」欄の金額(A様式:⑤欄、B様式:⑨欄) +退職所得金額+山林所得金額(※)		円	イ
イ × 0.4	(マイナスのときは0円)	円	ウ
アとウのいずれか少ない方の金額		円	エ
エ - 2,000円(寄附金控除額)	(マイナスのときは0円)	円	オ

(A様式の場合)

「所得から差し引かれる金額」の「寄附金控除」欄

額	寄附金控除	19	8,000
---	-------	----	-------

※ 分離課税の対象となる土地建物や株式等の譲渡所得などがある場合は、「確定申告の手引き(B用)」をご覧ください。

(2) 確定申告書第二表の「寄附金控除」欄に寄附先の所在地・名称を記入し、上記の計算表の「ア」欄の寄附金額を記入してください。

(A様式の場合)

控除	寄附先の所在地・名称	寄附金額
19 寄附金控除	大阪市 大阪市北区 中之島 1-3-20	10,000

手順4 住民税に関する事項の記入

確定申告書第二表の「住民税に関する事項」の「寄附金税額控除」、「都道府県・市区町村分」欄に都道府県や市区町村に対する寄附金の合計金額を記入してください。

寄附金税額控除	都道府県・市区町村分	金額	条件	都道府県	金額
	都道府県・市区町村分	① 10,000 円	条件	都道府県	③ 円
	住所地の共同募金会、日赤支部分	②	指定分	市区町村	④

① 都道府県、市区町村に対する寄附金(いわゆる「ふるさと寄附金」)

※ ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をされた方でも、確定申告をされる場合は特例制度が適用されませんので、自治体に対して行った寄附金額の全額をご記載ください。

② 平成30年1月1日現在における住所地の共同募金会と日本赤十字社支部に対する寄附金

③ 平成30年1月1日現在における住所地の都道府県が条例で指定した寄附金

④ 平成30年1月1日現在における住所地の市区町村が条例で指定した寄附金

手順5 必要事項の記入

住所、氏名、生年月日、「税金の計算」欄、「還付される税金の受取場所」欄を記入し、押印のうえ、お住まいの地域を管轄する税務署へ提出してください。

◎ 所得税の確定申告は、平成30年3月15日(木)までにお願いします。

◎ 所得税の確定申告に関するお問い合わせは、お住まいの地域を管轄する税務署までお願いします。

詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

<インターネットで検索 国税庁 確定申告書等作成コーナー 検索 >